

認定第 5 号

令和 7 年度清水町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度清水町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

清水町長 辻 康 裕